○免許申請に関するよくあるお問い合わせ【調理師・栄養士免許】

(問1) 新規申請はどこで行うのですか。

住所地の都道府県で申請を行ってください。

なお、島根県内にお住まいの方(島根県内市町村に住民登録をしている方)は 島根県庁健康推進課へ**郵送にて**申請を行ってください。

ただし、安来市にお住まいの方は安来市いきいき健康課にて申請してください。

(問2) 新規申請に必要な書類はどこで入手できますか。

島根県のホームページ(本ページ)よりダウンロードできます。 また、島根県庁健康推進課、県内各保健所窓口でも入手可能です。

(問3) 各養成施設卒業又は調理師試験合格後、調理師・栄養士免許の 申請期限はありますか。

申請期限はありません。ただし、免許を受けていなければ調理師・栄養士ではありませんので、必要な方は早めの申請をお願いします。

(問4)申請後、調理師・栄養士免許証が交付されるまでにどれくらいの 期間がかかりますか。

内容に不備等がなければ、申請の受付から通常2週間程度(混雑時は最長4週間程度)で申請者本人あて簡易書留で送付します。

※不備があった場合、不備が解消されてから上記期間を目途に送付します。

(問5)島根県収入証紙はどこで購入することができますか。

島根県庁売店(本庁舎地下)、山陰合同銀行県内各支店、島根銀行県内各支店の窓口などで購入できます。

(問6)調理師免許新規申請に必要な診断書は、どこで発行してもらえる のですか。

医療機関に制限はありません。

ただし、発行可能かどうか各医療機関へ事前にお問い合わせください。

(問7)調理師免許新規申請に必要な診断書は、島根県指定の様式を 使用しなければなりませんか。

島根県指定の診断書様式については、診断内容の不足がないよう申請者の 利便性を考慮して作成しています。医療機関独自の診断書様式を使用して いただいても差し支えありませんが、欠格事項に関する診断内容の記載が必 要ですので、ご注意ください。

・診断内容: 麻薬、あへん、大麻若しくは覚せい剤の中毒者であるかないか。 なお、診断書様式については、島根県のホームページ(本ページ)より ダウンロードできます。

また、島根県庁健康推進課、県内各保健所でも入手可能です。

(問8)調理師免許・栄養士免許を申請中であるとの証明書のようなものはありますか。

発行しておりません。

(問9)調理師免許新規申請書中資格欄「1」には、どのように記載すればよい のですか。

年月欄には養成施設卒業年月又は調理師試験合格年月を記入してください。 また、養成施設を卒業された方は調理師法第3条第1項第1号該当、 調理師試験に合格された方は調理師法第3条第1項第2号該当 と記入して ください。

※詳しくは本ホームページ上の記入例を参照してください。

(問 10) 申請の際に添付する返信用封筒は、必ずB4サイズでなければ いけませんか。

免許証の大きさはB4となっておりますので、必ずB4サイズ封筒の添付をお願いいたします。(※ただし、安来市にて申請される方は必要ありません。)